

名古屋市水防計画の修正案について

主な事項

1 〈本編〉水防計画の目的の追加

平成 27 年 5 月 20 日の水防法改正に伴い、水防計画の目的に内水の事項を追加する。
P 1

2 〈本編〉観光文化交流局の設置

平成 28 年 4 月 1 日に観光文化交流局が設置されたことにより、組織名の変更や任務について所要の修正を行う。
P 2, 3

3 〈本編〉下水道管理者の協力事項の追加

平成 27 年 5 月 20 日の水防法改正により、下水道管理者に対し、水防計画に基づき水防管理団体が行う水防活動に協力することが義務付けられたことに伴い、協力事項の記載を追加する。
P 3

4 〈資料編〉重要水防箇所の修正

庄内川や矢田川の河川改修工事の進捗等により、河積不足等が解消され、重要度が変更になった区間及び、築堤から 3 年以上経過したため重要水防箇所から削除された区間等の修正を行う。この結果、国管理河川の庄内川では堤防延長 1, 590 メートルの減少と、工作物 2 箇所の減少。

県管理の河川では点検及び堤防断面の精査による堤防高不足等により、堤防延長 2, 705 メートルの増加。

P 4

5 〈附録〉水防法の改正

改正 平成 27 年 5 月 20 日 法律第 22 号

【主な改正内容】

- ・ 現行の洪水に係る浸水想定区域について、想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充
- ・ 想定し得る最大規模の内水・高潮に係る浸水想定区域を公表する制度が創設
- ・ 内水・高潮に対応するため、下水道・海岸の水位により浸水被害の危険を周知する制度が創設
- ・ 下水道管理者に対し、水防計画に基づき水防管理団体が行う水防活動に協力することを義務付け

P 5